

入札説明書

警察用車両の廃棄処分に伴う単価契約

(令和7年7月4日付け公告分)

京都府警察本部総務部会計課

入札説明書

1 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 契約担当官
京都府警察会計担当官 吉越 清人
- (2) 所属する部局 京都府警察本部
- (3) 所在地 〒602-8550
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

2 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 警察用車両の廃棄処分に伴う単価契約
- (2) 品名及び数量 別紙仕様書のとおり
- (3) 引渡期限 令和8年3月31日（火）までの間で、契約担当官からの
申し出ごとに協議
- (5) 引渡場所 京都市伏見区深草塚本町官有地 京都府警察学校

3 競争の方法

一般競争入札による。

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しない者であること。
- (7) 自動車リサイクル法に基づく、引取業者及びフロン回収業者の登録を受けており、かつ解体業及び破碎業の許可を受けている者であること。

5 契約条項を示す場所等

〒602-8550
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話番号075-451-9111（内線2254） F A X 番号075-441-8588

6 入札に関する質問事項

令和7年7月18日（金）午後5時までにF A Xにより提出することを原則とするが、軽微なものについては電話で差し支えない。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年7月31日（木）午前11時00分

(2) 場所 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部入札室

8 入札方法

(1) 入札書の提出は、持参又は郵送によるものとし、電報、F A X、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 郵送により提出する場合は、書留郵便で差し出すこととする。この場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当官あて親展により令和7年7月30日（水）までに到着するよう郵送しなければならない。

9 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 入札保証金及び契約保証金

徴収免除

11 入札参加者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる要領により書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 4の(1)、(2)、(4)、(5)、及び(6)に関する誓約書

(イ) 4の(3)に係る資格決定通知書の写し

(ウ) 4の(7)の資格を有することを証明する書類の写し

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和7年7月18日（金）

エ 提出場所 京都府警察本部総務部会計課調度係

(2) 上記提出書類により、京都府警察本部において事前に審査を行い、当府警の要求する条件を満たすと判断した者による入札書を落札決定の対象とする。

(3) 入札参加者は、入札時に提出した書類に関し、京都府警察本部から説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。

なお、説明の義務を履行しない者の入札書は、落札決定の対象としない。

12 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札説明書及び契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札説明書について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者の入札金額は、物品の価格のほか、搬送費、保険料及び関税等契約担当官が指定する受渡場所での受渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額（消費税及び地方消費税込）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

ア 入札金額（総価）

イ 品目、規格、数量、単価及び品目毎の金額

ウ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印（社印を使用する場合は、代表者印も押印すること。）

- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。また、代理人が入札書を記載する場合は、当該入札書に代理人である旨の表示及び代理人の氏名の記載並びに押印をすること。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (6) 入札参加者は、提出した入札書の書替え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者があるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (2) 12の(3)に掲げる事項の記載のない入札書
- (3) 金額を訂正した入札書
- (4) 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗抹等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信又は連合と認められる入札書及びその疑いのある入札書

- (6) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (7) 12の(5)に違反した入札書
- (8) 7の(1)及び8の(2)の提出期限に間に合わない入札書
- (9) 入札公告により一般競争参加資格審査申請のための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき、又は入札資格を有する者と認められなかった入札書

14 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約書は、契約書(案)のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額とする。
なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあった金額とする。

15 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) (2)の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

16 暴力団排除に関する誓約

契約の相手方は、契約締結時において、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当していない旨表明確約するとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について遵守する旨誓約した文書を提出するものとする。

17 再度入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。
- (2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札を中止することがある。この場合、異議申し立てはできない。

18 違約金の徴収

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。